社会福祉法人師勝福祉会就業規則の一部を改正する規則

社会福祉法人師勝福祉会就業規則(平成13年5月24日議決)の一部を次のように改正する。

本則中「施設」を「法人」に、「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「も しくは」を「若しくは」改める。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条第2項中「労働基準法」の次に「(昭和22年 法律第50号)」を加える。

第2章の章名中「及び人事異動」を「、人事異動等」に改める。

第4条中「就職」を「就業」に改める。

第5条の見出し中「採用時」を「採用時等」に改め、同条第1項中「①」を「(1)」に、「②」を「(2)」に、「③」を「(3)」に、「④」を「(4)」に、「⑤」を「(5)」に、「⑥」を「(7)」に改め、(5)の次に次の1号を加える。

(6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25 年法律第27号)第7条第1項に定める同法第2条第5項に規定する個人番号に係る通知カード

第5条第2項中「前項」を「第1項」に、「届出」を「届け出」に改め、同項を第4項 とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項第6号に規定する通知カードは、社会福祉法人師勝福祉会職員給与規程(平成 10年6月18日議決。以下「職員給与規程」という。)第12条に定める扶養親族も対 象とする。
- 3 前項の規定は、職員に職員給与規程第12条第2項に掲げる事実が生じた場合にあっても、また同様とする。

第6条第1項中「採用の日」を「、採用の日」に改める。

第9条第1項中「①」を「(1)」に、「勤務」を「就業」に、「②」を「(2)」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第4項中「勤続年数」を「就業年数」に改める。

第10条中「支給」を「、支給」に改める。

第 12 条中「①」を「(1)」に、「こと」を「こと。」に、「②」を「(2)」に、「③」を「(3)」に改め、「他に漏らさないこと」の次に「。その職を退いた後も、また、同様とする。」を加え、「④」を「(4)」に、「勤務時間」を「労働時間」に、「勤務」を「労働」に、「⑤」を「(5)」に、「⑥」を「(6)」に、「うける」を「受ける」に改める。

第 13 条中「相手方」の前に「職員は、」を加える。

第14条の見出しを「(出勤)」に改め、同条中「始業時間」を「、始業時間」に改める。 第15条第1項中「勤務時間」を「労働時間」に改め、第2項中「およぶ」を「及ぶ」 に改める。

第16条第1項中「40時間00分」を「40時間」に、同条第2項中「8時間00分」を

「8時間」に改める。

第17条第1項各号を次のように改め、同条第2項を削る。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで

第18条第1項中「業務上」の前に「法人は、」を加え、「勤務時間」を「労働時間」に、「勤務」を「労働」に改め、同条第2項中「又は」を「、又は」に、「届出」を「届け出」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「女性」を「女子」に、「第1項後段」を「第1項」に、「・休日」を「、休日」に改め、同項を第3項とし、同条第5項中「深夜」を「、深夜」に改め、同項を第4項とし、同条第6項を削る。

第 19 条及び第 20 条を次のように改める。

(休日の振替)

第19条 法人は、業務の都合により休日に労働を命じた場合は、休日を他の日に振り替え、又は半日労働時間(労働日(第17条に規定する休日以外の日。以下同じ。)の労働時間の2分の1に相当する労働時間をいう。以下同じ。)に相当する半日単位の休日を他の日に振り替えることができる。

(旅行)

- 第20条 法人は、業務の都合により必要がある場合は、職員に対して旅行を命ずることがある。この場合、命令した日数及び時間については、通常の就業をしたものとみなす。
- 2 旅行及び旅費に関する規程は、別に定める。

第21条第1項中「下表」を「法人は、職員が次表」に、「勤務年数」を「就業年数」に改め、同項の表中「勤務」を「就業」に、「勤続年数」を「就業年数」に改め、同条第4項中「産前産後の休業、業務上の疾病による休業および育児休業」を「特別休暇、無給休暇、病気休業、産前産後の休業、育児休業及び」に、「出勤」を「就業」に改め、同条第5項中「翌年度」を「、翌年度」に改め、同条第6項中「時間単位」を「、時間単位」に改める。

第 40 条第 1 項中「①」を「(1)」に、「無断欠勤」を「、無断欠勤」に、「とき」を「とき。」に、「②」を「(2)」に、「しばしば」を「、しばしば」に、「勤務」を「就業」に、「③」を「(3)」に、「④」を「(4)」に、「⑤」を「(5)」に改め、同条第 2 項中、「①」を「(1)」に、「とき」を「とき。」に、「②」を「(2)」に、「③」を「(3)」に、「④」を「(4)」に、「あたえた」を「与えた」に、「⑤」を「(5)」に、「⑥」を「(6)」に、「⑦」を「(7)」に改め、同条を第 42 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(雑則)

第 41 条とする。

第 43 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める 第 39 条中「①」を「(1)」に、「②」を「(2)」に、「ない」を「ない。」に、「③」を「(3)」 に、「しない」を「しない。」に、「④」を「(4)」に、「する」を「する。」に改め、同条を 第 38 条中「①」を「(1)」に、「とき」を「とき。」に、「②」を「(2)」に、「勤務」を「就業」に、「③」を「(3)」に、「④」を「(4)」に、「、職員」を「及び職員」に、「⑤」を「(5)」に改め、同条を第 40 条とする。

第37条中「に定める」を「の定める」に改め、同条を第39条とする。

第36条第2項中「、講習」を「又は講習」に改め、同条を第38条とする。

第35条中「疾病にかかっている者」を「疾病にかかっている職員」に、「おそれのある者」を「おそれのある職員」に、「就業不適当と認めた者」を「就業不適当と認めた職員」に改め、同条を第37条とする。

第34条第1項中「(深夜労働に従事する者は2回)」を削り、「定期」を「、定期」に 改め、同条を第36条とする。

第33条中「直ちに」を「、直ちに」に改め、同条を第35条とする。

第32条を第34条とする。

第 31 条第 1 項中「職員」の前に「法人は、」を加え、「①」を「(1)」に、「勤務成績」を「業務成績」に、「とき」を「とき。」に、「第 36 条」を「第 42 条」に、「②」を「(2)」に、「第 11 条」を「第 12 条」に、「③」を「(3)」に、「「④」を「(4)」に改め、同条第 2 項中「30 日前に予告をするか、または平均賃金の 30 日分の予告手当を支払う」を「少なくとも 30 日前にその予告をしなければならない。30 日前に予告をしない場合は、30 日分の平均賃金を支払わなければならない」に、「第 36 条」を「第 42 条」に、「次の各号のいずれかに該当する職員」を「第 6 条に定める試用期間中の職員(14 日を超えて引続き雇用された者を除く。)」に改め、同条各号を削り、同条を第 33 条とする。

第 30 条中「職員が次の各号」を「職員は、次の各号」に、「①」を「(1)」に、「とき」を「とき。」に、「②」を「(2)」に、「③」を「(3)」に、「④」を「(4)」に、「⑤」を「(5)」に改め、同条を第 32 条とする。

第29条第1項中「但し」を「ただし、」に改め、同条を第31条とする。

第28条中「と愛知県民間社会福祉事業職員共済会」を「並びに愛知県民間社会福祉事業職員共済会」に、「・年金規程」を「及び年金規程」に改め、同条を第30条とする。

第27条中「給与」を「給与の関し必要な事項」に、「社会福祉法人師勝福祉会職員給与規程」を「職員給与規程」に改め、同条を第28条とし、同条の次に次の1項を加える。

(休業補償)

第29条 法人は、職員が第26条から第29条までの規定に基づき休業した場合は、労働 基準法、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、健康保険法(大正11年法 律第70号)又は雇用保険法(昭和49年法律第116号)の定めるところにより休業補 償を行う。

第26条を削る。

第25条第1項中「介護短時間勤務」を「介護短時間労働制度」に改め、同条第2項中「介護短時間勤務」を「介護短時間労働制度」に、「「介護休業および介護短時間勤務に関する規則」」を「育児・介護休業等就業規則」改め、同条を第27条とする。

第24条を削る。

第23条第1項中「育児短時間勤務」を「育児短時間労働」に改め、同条第2項中「育児短時間勤務」を「育児短時間労働」に、「「介護休業および介護短時間勤務に関する規則」」を「育児・介護休業等就業規則」改め、同条を第26条とする。

第22条中「6週間」の前に、「法人は、」を加え、同条を第25条とする。

第21条の次に次の3条を加える。

(特別休暇)

- 第22条 職員は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を受けることができる。特別休暇は有給とし、特別休暇の期間中に休日があるときは、第7号の規定を除き、これを通算するものとする。
 - (1) 職員が結婚したとき。 7日の範囲内の期間
 - (2) 職員の妻が出産するとき。 2日の範囲内の期間
 - (3) 職員の親族(別表の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡したとき。 親族に応じ 同表の日数欄に掲げる日数の範囲内の期間
 - (4) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この号において「祝日法による休日」という。)の趣旨にのっとり、国民の祝日を職員がこぞって祝い、感謝し、又は記念するとき。 祝日法による休日を起算日とする8週間後の日までの期間内における休日を除いた1日又は半日労働時間に相当する半日単位の日
 - (5) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため就業しないことが相当であると認められるとき。 一の年度の7月から9月までの期間内における休日を除いた3日の範囲内の日数
 - (6) 裁判員、証人、参考人等として裁判所、地方公共団体の議会その他官公署に出頭するとき。 必要と認める期間
- 2 前項各号のほか、理事長が特に必要と認めた場合は、その認められた要件及び日数 の特別休暇を受けることができる。

(無給休暇)

- 第23条 職員は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間の無給休暇を受けることができる。
 - (1) 女子職員で生理日の就業が著しく困難なとき。 必要な時間。ただし、2日以上 にわたるときは、医師の診断書を必要とする。
 - (2) 生後1歳に達しない子を養育する女子職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行うとき。 1日に2回、それぞれ30分以内の時間
 - (3) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話を行うことをいう。)のため就業しないことが相当であると認められるとき。 一の年度において5日(小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上

の場合は、10日)の範囲内の期間

(4) 社会福祉法人師勝福祉会育児休業、介護休業等に関する就業規則(平成 17 年 11 月 25 日議決。以下「育児・介護休業等就業規則」という。)第7条第2項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護状態にある家族」という。)の介護を行う職員が、当該介護を行うため就業しないことが相当であると認められるとき。一の年度において5日(要介護状態にある家族が2人以上の場合は、10日)の範囲内の期間

(病気休業)

第24条 職員が業務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、就業しないことがや むを得ないと認められる場合は、その療養に必要と認められる期間は、就業させない。 附則の次に次の別表を加える。

別表(第22条関係)

親族	日 数
配偶者・父母	7日
子	5日
祖父母	3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の 承継を受ける場合にあっては、7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の 承継を受ける場合にあっては、7日)
配偶者の父母	3日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)
子の配偶者	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)
配偶者の祖父母	1日 (職員と生計を一にしていた場合にあ
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	っては、3月)

附則

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に職員である者は、当該職員及び職員給与規程第12条に定める扶養親族に関する改正後の社会福祉法人師勝福祉会就業規則第5条第1項第6号に規定する個人番号に係る通知カードを指定された日までに提出しなければならない。